

神奈川県立病院機構医療安全監査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）が運営する県立病院（足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センター）の医療安全管理体制の監査を中立的かつ客観的な立場から行い、また、機構全体の医療安全施策の推進状況を第三者的視点に基づき確認するために設置する医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県立病院における医療安全管理体制に関する状況等について、病院管理者に報告を求め、必要に応じて関係職員からの聴取及び実地確認を実施すること。
- (2) 前号に掲げる事項について、その結果を病院管理者に報告し、意見を表明すること。
- (3) 前2号に掲げる事項の公表に関すること。
- (4) 機構全体の医療安全施策の推進状況等について、確認し、意見を表明すること。
- (5) その他機構における医療安全の推進に関して意見を表明すること。

(組織)

第3条 委員会は理事長が指名する次に掲げる者をもって構成し、委員の数は7名以内とする。

- (1) 医療に係る安全管理の識見を有する者
 - (2) 法律に係る識見を有する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 医療を受ける者（前3号に掲げるものを除く。）
 - (5) その他理事長が特に指名する者
- 2 委員長は委員の互選により選任する。
 - 3 副委員長は委員長の指名により選任する。
 - 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 6 委員に欠員が生じた場合には、理事長は速やかに後任の委員を指名する。この場合、新たに任命された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 やむを得ない事情により委員の招集が困難である場合は、書面により会議を開催することができる。
- 3 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 5 委員長は必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、委員会及び第 2 条で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2 第 4 条第 5 項に定める者については前項を準用する。

(事務局)

第 6 条 委員会事務局は本部事務局総務部危機管理対策課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱によるもののほか、医療安全監査に関すること、医療安全施策の進捗状況の確認及びその他委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 29 日より施行する。